

1-1 <特設>太陽光発電設備等に対する先端設備導入計画税制の市町村対応

Q 太陽光発電設備等に対する先端設備導入計画税制の市町村対応はどうか？

A 各市町村によって異なります。

(I)

解説

先端設備導入計画税制は、設備の設置場所が所在する各市町村が、この税制の取扱いについて定めた「導入促進基本計画」を策定し、国からその同意を受けている場合に適用されます。

したがって、その市町村の導入促進基本計画を確認し、そこに「太陽光発電設備を対象から除外する旨」の記載がなければ、基本的に税制優遇の対象となります。

導入促進基本計画に明示されていない場合でも、各市町村のホームページ上で太陽光発電設備を対象としないと掲載している場合や、電話などで問い合わせてみると対象外といった回答もあります。ホームページを確認したり、電話で問い合わせてみるのも良いでしょう。ただし、これらは、本来、法定要件を満たした除外ではなく、申請してみて、不認定とされたら審査請求等を試みるのも良いでしょう（特に高圧など）。

以下に、除外している導入促進基本計画例を2つ掲げます。それぞれ、除外する範囲が異なるので、注意深く読み込む必要があります。

【野立の太陽光発電設備を対象としない導入促進基本計画例1 茨城県笠間市】

自家消費型の太陽光発電設備のみを対象としているケース

2 先端設備等の種類

当市の産業は、産業分類別就業人口の構成から分析すると、主要産業である製造業をはじめ、卸売・小売業、医療・福祉、建設業、農業・林業、運輸業など、産業分布が広範に渡ることから、あらゆる産業において先端設備等導入による生産性向上を実現するため、本計画において対象とする設備等は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、観光資源である景観や自然環境の保全が必要であることから、発電電力の大半を自らの生産・販売等の事業活動に供するために消費する設備に限る。

【太陽光発電設備を対象としない導入促進基本計画例2 長野県塩尻市】

自家消費型太陽光発電設備と建物に設置する太陽光発電設備に限定し、野立太陽光全量売電設備を対象外としているケース

2 先端設備等の種類

当市の産業の生産性向上は、製造業においては、設備投資だけでなく測定や検査による改善、また製造業以外の業種においても、IT ツールの導入やそれらと設備等との連携による付加価値創出等が求められている。

このため、本計画の対象となる設備等は、3（1）対象地域（塩尻市全域）に設置される経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等とする（ただし、太陽光発電設備については、景観や環境に配慮する観点から発電電力を自ら消費する設備及び発電電力の全てを他社に供給し売電収入を得る設備であって建物に付帯し設置するものに限る）。その主な内容は、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供され、次表の種類と用途又は細目の設備等である。

なお、税制措置の対象となる設備等は、上記に加えて地方税法附則第15条第47項に定める機械装置等とする。その主な内容は、次表の追加要件を満たし、かつ販売開始時期の項に掲げる時期以降の型式区分と比較して生産性（生産効率、エネルギー効率、精度等）が年平均1%以上向上している機械装置、工具、器具備品、建物附属設備である。